

意見書案第 13 号

選択的夫婦別姓制度に関する議論を深めるよう求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年10月9日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

川上 多恵

山口 湧人

田中 たかし

松野 隆

森 あやこ

近藤 里美

天野 こう

倉元 達朗

選択的夫婦別姓制度に関する議論を深めるよう求める意見書

平成30年に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%で、反対の29.3%を大きく上回り、中でも30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上りました。家族の在り方が多様化しつつある中、旧姓の通称使用や事実婚を選択するカップルも増え、不利益を被る人が一定数いることが表面化しています。

最高裁判所は、平成27年12月の判決において、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことが推認できる」として、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じさせる可能性を認めました。

一方の性に対して不利益が生じていることが明らかとなった現状では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の5番目の目標であるジェンダー平等の実現について、到達しているとは言えず、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を早急に確保することが求められます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、早急に選択的夫婦別姓制度に関する議論を深められるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、
内閣官房長官 宛て

議 長 名